

苦情申立書記入例

【様式2】

苦情申立書

申立書作成日：平成○●年△▲月××日

愛知県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情処理委員会 様

1.この申立書を書いた人(申立人)

(フリガナ) 氏名	アイチ クニコ 愛知 国子	年齢××歳	電話番号	(自宅)市外局番-0000-000 (携帯)090-0000-000
住所	〒000-0000 〇〇市××町1-1 コーポヘイセイ304			
被保険者又は受給者との関係	1.本人 2.配偶者 ③親子 4.兄弟姉妹 5.嫁 6.他の家族 7.友人等 8.ケアマネジャー 9.民生委員 10.主治医 11.サービス事業者 12.その他() ※いずれかに○			

2.不適切なサービスを受けた人(被保険者又は受給者)

(フリガナ) 氏名	アイチ クニヤス 愛知 国保	生年月日(明・大)	電話番号	申立人と同じ
住所	〒 申立人と同じ			
被保険者番号		受給者番号		

※「不適切なサービスを受けた人」が申立人の場合は、氏名・電話番号・住所は、記入不要。
被保険者番号や受給者番号がわからなければ、記入しなくても結構です。

下記のとおり介護サービスの適用に関する苦情を申立てます。

記

苦情にかかる事実のあった日	平成 28年 4月 1日 ~ 平成 28年 5月 10日		
事業者名	介護老人保健施設▲▲▲▲	電話番号	市外局番-0000-0000
申立趣旨	父は、脳梗塞の後遺症などで要介護3の認定を受け、平成28年4月1日から施設に入所していたが、5月6日、職員のトイレ介助中に転倒して足を骨折してしまった。 5月9日に施設の職員に転倒した状況を聞いたが、良く分からないとしか答えず、高齢者だから骨折しても仕方がないと言われてしまった。		

※本件に係る指導・助言の内容については裁判や訴訟には用いられません。

実際に作成した日を記入してください。

住所は番地・部屋番号まで正確に記入してください。
郵便番号もお忘れなく。
電話番号は、連絡が取りやすい番号を記入してください。
(携帯番号でも結構です。)

事業者名と電話番号は、契約書等を参考にして記入してください。

内容は、いつ、どこで、誰がどのように対応したか等わかるよう、時系列にまとめてください。
また、書ききれなければ別紙に記入してください。

● 苦情申立書の提出方法

- ① 右側の「苦情申立書」に必要事項をご記入ください。(上記記入例を参考にしてください。)
- ② 左側の「同意書」をよく読み、同意の上、利用者と申立人欄にそれぞれ署名してください。
- ③ ①・②を切り取り、国保連合会に郵送してください。
郵送の際は、下記切り取り線内部を封筒に貼ってお使いください

>切り取り

〒461-8532

名古屋市東区泉一丁目6番5号

愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉室 苦情調査係

【様式2】

苦情申立書

申立書作成日：平成 年 月 日

愛知県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情処理委員会 様

1.この申立書を書いた人(申立人)

(フリガナ) 氏 名	年齢 歳	電話番号	
住 所	〒		
被保険者又は 受給者との関係	1.本人 2.配偶者 3.親子 4.兄弟姉妹 5.嫁 6.他の家族 7.友人等 8.ケアマネジャー 9.民生委員 10.主治医 11.サービス事業者 12.その他() ※いずれかに○		

2.不適切なサービスを受けた人(被保険者又は受給者)

(フリガナ) 氏 名	生年月日(明・大・昭) 年 月 日	電話番号	
住 所	〒		
被保険者番号		受給者番号	

※「不適切なサービスを受けた人」が申立人の場合は、氏名・電話番号・住所は、記入不要。
被保険者番号や受給者番号がわからなければ、記入しなくても結構です。

下記のとおり介護サービスの適用に関する苦情を申立てます。

記

苦情にかかる事実のあった日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業者名	電話番号
申立趣旨	

※本件に係る指導・助言の内容については裁判や訴訟には用いません。

同意書

平成 年 月 日

愛知県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情処理委員会 様

(サービス利用者)

住 所

氏 名

(苦情申立人)

氏 名

本人との関係

署名代行の理由

愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が、介護サービスへの苦情対応をする過程において、介護サービス利用者等に係る情報を、介護サービス事業者及び関係者（以下「介護サービス事業者等」という。）に報告を求め、下記の目的に利用することに同意します。

また、国保連合会の報告要求に対し、介護サービス事業者等が報告することについて、私等が同意している旨を介護サービス事業者等に伝えて構いません。

記

- 1 介護サービス事業者等への調査で、介護サービス利用者等に係る介護日誌等の諸記録の閲覧、その写しの提出及び事情聴取等により知り得た情報に基づいて、必要に応じて当該事業所に指導及び助言をするため。
- 2 介護サービスの質の向上に資するために、関係市町村（保険者）及び愛知県へ苦情処理結果を報告するため。